

令和2年7月10日

在ハガツニヤ日本国総領事館

郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者の方へ

(厚生労働省年金局からのお知らせ)

海外に居住している年金受給者の方には、年金の支給継続のために、毎年、現況届に在留証明書等の書類を添えて、日本年金機構へ提出するようお願いしておりますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である方)については、居住されている国・地域において郵便の受付が再開された後3ヶ月後までの間は、年金の支払いを差し止めないこととしています。

詳しくは、下記のURLから日本年金機構のホームページをご確認ください。
い。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

年金手続きに関するご質問は、日本年金機構に直接お問い合わせ下さい。
い。

ねんきんダイヤル：(81)3 - 6700 - 1165